

茨城県報

昭和三十五年二月二十六日
第四千四百九十七号

目次

条 例

●茨城県県税条例の一部を改正する条例……………一

告 示

●土地改良事業関係書類の縦覧（新利根川）……………二

●土地改良事業関係書類の縦覧（新利根川）……………二

●食糧管理法施行規則に基づく小売販売業者中の登録……………二

●土地改良事業関係書類の縦覧……………二

●土地改良区定款変更の認可……………三

●建築基準法による道路の指定……………三

●茨城海区における漁業免許内容……………三

●公印の調製……………三

●結核予防法による指定医療機関の指定辞退……………五

●結核予防法による指定医療機関の指定辞退……………五

（教育委員会）

●昭和三十五年度茨城県立那珂湊水産高校専攻科生徒募集要項……………五

訓 令

●新市町村建設促進本部規程の一部を改正する訓令……………八

公 告

●建築許可に関する聴聞（三件）……………八

●土地改良区役員の就退任（湖北）……………九

茨城県報

第四四九七号

昭和三十五年二月二十六日

金曜日

（明治三十五年三月十七日）
（第三種郵便物認可）

条 例

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分をもつて制定した茨城県県税条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第一号

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和二十五年茨城県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六六条の表中

十一 製鋼圧延業を営む者

鋼板製造工程における光輝焼鈍炉、鋼板製造工程における連続式熱処理炉又は不銹鋼鋼板製造工程における連続式熱処理炉の用途

を

十一 製鋼圧延業を営む者

鋼板、鋼管及び条鋼の製造工程における光輝焼鈍炉、鋼管及び条鋼の製造工程における連続式熱処理炉又は鋼管製造工程における口紋用管端加熱炉の用途

に

十四 鉱物の掘採事業を営む者

さく岩機及び動力付試す機の動力源の用途

を

十四 鉱物の掘採事業を営む者

さく岩機及び動力付試す機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において、もつぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワートリッパ、ブルドーザ及びタンブaker（道路運送車輛法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

に

改める。

付 則

この条例は、昭和三十五年三月一日から施行する。

告 示

茨城県告示第百三十号

稲敷郡東村大字幸田に事務所をおく新利根川土地改良区から、昭和三十五年二月十九日付申請のあつた土地改良事業は適当と決定したので土地改良法第四十八条第二項（同法第八条第四項準用）の規定によつて関係書類を左記のとおり縦覧に供する。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

一 縦覧に供する書類

- 1 新利根川土地改良事業計画書
- 2 尾島地区土地改良区定款 写

二 縦覧の期間

昭和三十五年二月二十七日から昭和三十五年三月十八日まで

三 縦覧の場所 東 村 役 場

茨城県告示第百三十一号

稲敷郡東村大字幸田に事務所をおく新利根川土地改良区から、昭和三十五年二月十九日付申請のあつた土地改良事業は適当と決定したので土地改良法第四十八条第二項（同法第八条第四項準用）の規定によつて関係書類を左記のとおり縦覧に供する。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

一 縦覧に供する書類

- 1 新利根川（押砂地区）土地改良事業計画書
- 2 土地改良区定款 写

- 二 縦覧の期間 昭和三十五年二月二十七日から昭和三十五年三月十八日まで
- 三 縦覧の場所 東 村 役 場

茨城県告示第百三十二号

稲敷郡東村大字幸田に事務所をおく新利根川土地改良区から、昭和三十五年二月十九日付申請のあつた土地改良事業は適当と決定したので土地改良法第四十八条第二項（同法第八条第四項準用）の規定によつて関係書類を左記のとおり縦覧に供する。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

一 縦覧に供する書類

- 1 佐原組土地改良事業計画書
- 2 新利根川土地改良区定款 写

二 縦覧の期間

昭和三十五年二月二十七日から昭和三十五年三月七日まで

三 縦覧の場所 東 村 役 場

茨城県告示第百三十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十五年農林省令第百三十三号）第二十二条の二及び四の規定にもとづいて次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登録年月日	営業所の所在地	名称及び氏名
一、三〇	昭和三十五年二月五日	茨城県北相馬郡取手町大字取手乙二、四六七	竹内 ま ち
二、三〇	昭和三十五年二月五日	茨城県那珂郡東海村大字白方三	宮内米店 宮内分店 義 昭

一、五二	// 三月五日	結城市大字結城七三	宮田米穀店
一、五三	// 三月五日	常陸太田市西三町二、三	川又米穀店 川又正利

土浦市大字下高津に事務所をおく土浦市外十五ヶ町村土地改良区から、昭和三十三年二月六日付申請のあつた土地改良事業は適當と決定したので土地改良法第四十八條第二項（同法第八條第四項準用）の規定によつて関係書類を左記のとおり縦覧に供する。

茨城県知事 岩 上 二 郎

一 縦観に供する書類

- | | | |
|---|------------------|-----------|
| 1 | 土浦市外十五ヶ町村(大木曾地区) | 土地改良事業計画書 |
| 2 | 土地改良区定款 | 写 |

二 縦覧の期間

昭和三十五年二月二十七日から昭和三十五年三月十八日まで

三 縦覧の場所 土浦市役所

桜村役場

茨城県告示第百三十五号

昭和三十五年二月二日付岩崎江堀土地改良区から申請のあつた定款変更を二月十九日認可したから土地改良法第三十条第三項の規定によつて公告する。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第三百三十六号

建築基準法第四十二條第一項第五号の道路を左記のとおり指定した。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和三十五年二月二十六日

指定の位置
北茨城市磯原町磯原一、九一九番地

道路の巾員及び長さ

巾員	四メートル
延長	一三〇メートル

茨城県告示第百三十六号の二

漁業法第十一条第四項の規定により茨城海区における漁業の免許内容等を次のように定める。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

漁場計画

定置漁業権の免許内容等

漁業権の種類 定置漁業権

二 漁業権の番号 茨定第二号

三 漁場の位置及び区域

漁場の位置
茨城県那珂湊市地先

点の位置

茨城県那珂湊市磯崎町灯台下茨城県漁場基点第六号の標石

イ 甲より六七度五五分 二、三〇〇米の処

口 甲より八四度二五分 二、一〇〇米の処

ハ 甲より八一度二八分 六、一〇〇米の処

二 甲より九匹度〇五分 五、六〇〇米の処

漁場区域 イ、ロ、ハ、ニに囲まれたる区域

四 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり定置漁業

十月一日から
翌年二月十日まで

五 存続期間

免許の日から昭和三十七年八月三十一日まで

付記

制限または条件

- 1 網の主要部分に県海面漁業調整規則に定める昼間は赤旗、夜間は白灯をつけ舟航に便ならしめなければならない。
- 2 舟航に便ならしめるため別に指示する垣網の一部を沈みあばとしなければならない。

二 地元地区

茨城県那珂湊市

一 漁業権の種類

定置漁業権

二 漁業権の番号

茨定第三号

三 漁場の位置及び区域

漁場の位置

茨城県那珂湊地先

点の位置

基点甲 茨城県那珂湊市磯崎町灯台下茨城県漁場基点第六号の標石

ハ 甲より八一度二八分 六、一〇〇米の処

ニ 甲より九四度〇五分 五、六〇〇米の処

ホ 甲より八九度二〇分 九、四〇〇米の処

ヘ 甲より九六度五五分 九、四〇〇米の処

漁場区域 ハ、ニ、ホ、ヘに囲まれたる区域

四 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類

漁業の時期

ぶり定置漁業

十月一日から
翌年二月十日まで

五 存続期間

免許の日から昭和三十七年八月三十一日まで

付記

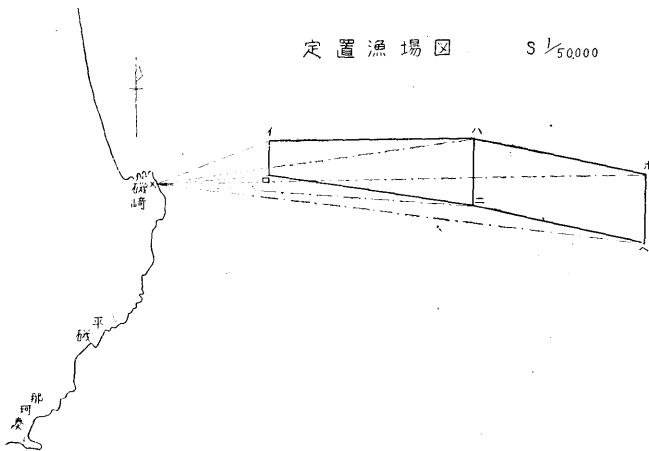
制限または条件

申請期間 公示の日から十五日間

備考

本告示による漁業権の漁場図は次の場所に備え付け従覧に供する。
茨城県商工水産部水産課内
茨城海区漁業調整委員会事務所内

定置漁場図 S 1/50,000



基点 那珂湊市磯崎町灯台下

茨城県漁場基点第6号標石

点イ	基点より	67°55'	2,300m
点ロ	//	84°25'	2,100m
点ハ	//	81°28'	6,100m
点ニ	//	94°05'	5,600m
点ホ	//	89°20'	9,400m
点ヘ	//	96°55'	9,400m

茨城県告示第三百三十七号

左記の公印を調製し又は廃棄したので茨城県公印規則（昭和三十一年茨城県規則第三百七号）第三条の規定により告示する。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

一 昭和三十五年二月十八日調製した公印の印影とその名称

茨城県総合開発
事務局長之印



茨城県総合開発
事務局印



二 昭和三十五年二月十七日廃棄した公印の名称

茨城県開発課長之印

茨城県開発課印

茨城県工業開発本部事務局長之印

茨城県告示第三百三十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づく左記の指定医療機関は、同条第四項の規定により、その指定を辞退した。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
竹 森 医 院	下館市甲二七六番地	昭和三十五年二月十三日

協和村国民健康
保険診療所

真壁郡協和村大字小栗

五、六一六の一

二月四日

教 育 委 員 会

茨城県教育委員会告示第6号

昭和35年度茨城県立那珂湊水産高等学校専攻科生徒募集要項を次のように定める。

昭和35年2月26日

茨 城 県 教 育 委 員 会

昭和35年度茨城県立那珂湊水産高等学校専攻科募集要項

昭和35年度茨城県立那珂湊水産高等学校専攻科第1学年生徒を下記要項により募集する。

記

1 募 集 人 員

遠洋漁業科 約 10 名

機 関 科 約 10 名

無線通信科 約 10 名

2 出 願 資 格

(1) 遠洋漁業科

ア 昭和34年度に水産高等学校漁業科漁船運用コース卒業見込みの者

イ 昭和33年度以前に水産高等学校を卒業した者で航海運用関係教科を28単位以上修得し、かつ、50トン以上の第2種若しくは第3種漁船又は100トン以上の練習船に3カ月以上の乗船履歴のある者

(2) 機 関 科

ア 昭和34年度に水産高等学校機関科卒業見込みの者

イ 昭和33年度以前に水産高等学校機関科を卒業した者で機関に関する教科を30単位以上修得し、かつ、50トン以上の第2種若しくは第3種漁船又は100トン以上の練習船に3カ月以上の乗船履歴のある者

(2) 無線通信科

昭和34年度に水産高等学校無線通信科を卒業見込みの者又は昭和33年度以前に水産高等学校無線通信科を卒業した者

3 入学願書の受理期間

昭和35年2月29日(月)から3月4日(金)まで、毎日午前9時から午後5時まで。

4 出願手続

入学志願者は、入学願書(第1様式)に、入学考査料として茨城県収入証紙100円をはった収入証紙納付書及び出身(在籍)高等学校長の作成する調査書(第2様式)を添えて那珂湊水産高等学校長に提出する。

出願に要する書類は同校から交付を受けること。

5 入学者選抜の方法

(1) 入学者の選抜は、別項の学力検査及び身体検査の結果並びに前項の調査書に基づいて行なう。

(2) 学力検査は、遠洋漁業科は航海運用術、海上法規、英語について、機関科は海事法規、英語について、無線通信科は第3級無線通信士国家試験に準ずる教科について行なう。

(3) 身体検査は、船舶職員法施行規則身体検査標準表によつて行なう。ただし無線通信科の志願については、通信術の適性検査による。

(4) 学力検査及び身体検査は3月10日(木)、3月11日(金)の両日、毎日午前9時から午後2時まで、茨城県立那珂湊水産高等学校において行なう。

6 合格者の発表

昭和35年3月19日(土)午前9時

7 その他

第2項「出願資格」の各(イ)に該当する志願者は、出身高等学校長の発行する関係教科の単位修得証明書及び乗船証明書(船員手帳による証明を含む)を入学願書に添えて提出しなければならない。

受付番号	※	入 学 願 書	高等学校長印
------	---	---------	--------

茨城県立那珂湊水産高等学校長殿
昭和35年 月 日

本人 氏 名 名 ⑤
保護者 氏 名

志望学科 専攻科 科 学 歴

本人氏名 (ふりがな) 男 女

生年月日

本 籍

現 住 所

出身(在籍) 学 校 名

備考 ※の欄は記入しないこと。

※ 受付番号 昭和 3 5 年度 調 査 書

生徒氏名	(ふりがな)	年 月 日 生	出身校 (学籍)	年 月 日 卒業	高等 学校	保護者 氏 名	現住所 氏 名	職業
								続柄

(1) 学習の記録	国語社会数学理科・芸術保健体育その他の教科										特別教育活動
	科目										
	単位										
	学年										
第1学年											1
第2学年											2
第3学年											3

(2) 行動の記録	項目	自主性	正義感	責任感	根拠強さ	健康安全	礼儀	協調性	指導性	公共心	判断の傾向	情緒の傾向	趣味	所見	(3) 出欠の記録		出席すべき数	出席数	欠席数	欠席の主な理由
											判断の公正さ	情緒の安定性			学年	区分				
第 3 学 年	第 3 学 年										慎重客観	さき性明	美則感性							
															1	出席				
															2	出席				
															3	出席				

(4) 進路に関する記録	項目	自主性	正義感	責任感	根拠強さ	健康安全	礼儀	協調性	指導性	公共心	判断の傾向	情緒の傾向	趣味	所見	(3) 出欠の記録		出席すべき数	出席数	欠席数	欠席の主な理由
											判断の公正さ	情緒の安定性			学年	区分				
第 3 学 年	第 3 学 年										慎重客観	さき性明	美則感性							
															1	出席				
															2	出席				
															3	出席				

備考 ※印の欄は記入しないこと。

訓

令

茨城県訓令第十号

本 庁
出 先 機 関

茨城県新市町村建設促進本部規程（昭和三十一年四月二十三日茨城県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第六条第一項中「開発課長」を「総合開発事務局長」に改める。
第七条中「開発課」を「総合開発事務局」に改める。

付 則

この訓令は、昭和三十五年二月十三日から適用する。

公

告

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第五十一条第一項の規定に基づき左記のとおり聴聞を行います。
昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和三十五年三月一日午前十一時
聴 聞 場 所 水戸市東町二丁目五、〇三四の四
聴 聞 事 項 住居地域内において左の建築物の許可に関する事。
製綿で原動機を使用するもの（倉庫の増築、増馬力）
申請者住所氏名 水戸市向井町一、七三一番地

須 藤 亮 治

建築物構造規模 木造平家建垂鉛鉄板葺六坪増築 既存一〇坪

原動機 七・五馬力増馬力
同 三・〇 // 既設
建築物の位置 水戸市東町二丁目五、〇三四の四
敷 地 面 積 七二・〇坪

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第五十一条第一項の規定に基づき左記のとおり聴聞を行います。
昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和三十五年三月四日午後二時
聴 聞 場 所 日立市諏訪町七九五番地の一
聴 聞 事 項 住居地域内において左の建築物の許可に関する事。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの（電機部品工場の増築）

申請者住所氏名 日立市諏訪町七九五の二

助 川 泰 一

建築物構造規模 木造平家建セメント瓦葺二一八坪増築 既存一〇一坪
原動機 四〇馬力増設
同 一〇 // 既設
建築物の位置 日立市諏訪町七九五の二
敷 地 面 積 六六七、三六坪

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第五十一条第一項の規定に基づき左記のとおり聴聞を行います。
昭和三十五年二月二十六日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和三十五年三月四日午前十一時

聴聞場所 日立市水木町一、七四四番地
聴聞事項 住居地域内において左の建築物の許可に關すること。

申請者住所氏名 日立市水木町一、七四四番地
荒川 光雄
建築物構造規模 木造平家建五坪五二・〇坪新築
原動機 一〇馬力新設
建築物の位置 日立市水木町一、七四四番地
敷地面積 二五〇・二八坪

◎土地改良区役員の退任及び就任
新治郡出島村大字戸崎に事務所をおく戸崎土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十五年二月二十六日
湖北土地改良事務所長 宮本万之丞

一 退任役員
記

住	所	職名	氏名	摘要
茨城県新治郡出島村大字戸崎	一四六	監事	飯田 禎	任期満了による退任
同 所	九七九	〃	塚本藤太郎	〃
同 所	七三三	〃	飯田 勝雄	〃
同 所	一、一〇五	〃	来栖 千城	〃
同 所	大字加茂 一〇の二	〃	塚本幸之助	〃

二 就任役員

住	所	職名	氏名	摘要
茨城県新治郡出島村大字戸崎	一四六	監事	飯田 禎	
同 所	九七九	〃	塚本藤太郎	
同 所	七八四の一	〃	飯田 家直	
同 所	一、一〇五	〃	来栖 千城	
同 所	大字加茂 九	〃	塚本大次郎	

正誤

二月十七日発行の茨城県報第四、四九三号の茨城県規則第九号中「総合開発事局長」とあるは「総合開発事務局長」の誤り。

(文書課)

毎週月・水・金曜日発行

(緊急事項は号外発行
休日の場合は繰り下ぐ)

(定価送料とも一ヶ月
金百円)

発行所 茨城県水戸市北三ノ丸一九番地

印刷所 茨城県水戸市北三軒町二四番地の四